

# 「南いわて連携型教育旅行推進業務」

## 業務仕様書

令和4年6月  
県南広域振興局

## 南いわて連携型教育旅行推進業務仕様書

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「南いわて連携型教育旅行推進業務（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

### 1 本業務の概要

#### (1) 趣旨

本県及び県南地区への首都圏等からの教育旅行の誘致を図るため、教育旅行関係者（中学・高校）を誘致しての視察・体験を実施するとともに、県南地区を訪れている教育旅行参加者に対しての学びを深める研修会の開催支援を行うもの。合わせて県南地区の観光人材の育成、教育旅行の受入に向けた支援にもつなげるもの。

※ 県南圏域：花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町

#### (2) 業務名及び数量

南いわて連携型教育旅行推進業務 一式

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

#### (4) 委託料の上限額

1,097千円（税込）

### 2 業務の仕様に関する事項

下記の取組について、円滑に事業を進めるとともに、誘致に向けた教育旅行関係者への働きかけ、研修会の開催に向けた教育旅行関係者や旅行会社等への働きかけを効果的に行うための取組について企画提案を行うもの。

#### (1) 教育旅行関係者の誘致

主に首都圏の中学・高校の教育旅行担当教員等で、本県への方面変更を検討している者を招請し、県南地区を中心として、招請者の希望に沿った魅力的なコースを設定のうえ、事前視察を実施すること。実施にあたっての旅行コース及び視察先は下記のとおりとし、産業観光や震災学習等のコンテンツを含む内容とする。

・旅行コース対象地域：県南広域振興局管内並びに沿岸広域振興局本局及び大船渡地域振興センタ

一管内

・招請人数：2人以上

・招請対象エリア：首都圏

・日程：1泊2日

・時期：令和4年7月～令和5年2月の間に実施すること。

・食事：全行程食事付き

・招請者は原則、学校の教育旅行担当教員とすることとし、首都圏からの教員の招請にあたっては、岩手県東京事務所の担当職員と連携すること。

- ・招請事業における行程や視察するコンテンツ等については、受託者と協議の上、決定すること

## (2) 教育旅行中の学校に対しての研修会の開催支援

SDGs 等の学びを深める受入メニューとして、県南地区を訪れている教育旅行参加者の宿泊施設等に講師を派遣し、講義や生徒との意見交換、体験学習等で構成される研修会を行うもの。

- ・宿泊施設：県南地区
- ・セミナーは教育旅行における事前学習や事後学習への活用を想定。部活動や生徒会等の小グループでの活動も対象とする。
- ・想定される講師のジャンル：産業学習、伝統工芸、世界遺産、震災・防災学習、農業・林業、自然・環境、歴史・文化・スポーツ、健康管理等
- ・想定される経費：会場使用料、講師謝金、講師旅費、セミナーに使用する消耗品・教材の経費
- ・講師の選定、講師への依頼については委託者と協議・連携しながら実施するもの。
- ・セミナー開催回数：2回以上
- ・県東京事務所と連携しながら学校や旅行事業者へ研修会支援メニューの周知を図り、開催希望を受けて研修会の開催を調整するもの。

## (3) 委託業務完了報告書の提出

事業が完了した時は、速やかに委託業務完了報告書を作成し、県に提出すること。

※ 当該報告書には、上記(1)～(2)の各工程における実施結果(検証を含む)について記載すること。

# 3 契約に関する条件

## (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して書面により報告しなければならない。

## (2) 再委託の相手方

受託者は、3(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合は、当該委託の相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

## (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、3(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、3(3)ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により報告しなければならない。

## (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関し

ては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

**(5) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

**(6) 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 30 年岩手県条例第 10 条）を遵守しなければならない。

**(7) 委託金額の精算**

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該額をもって委託金額とする。

**(8) その他**

仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定めることとする。